

## 吸収分割に関する事前開示書類

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に定める書面)

2021 年 7 月 12 日

株式会社マツモトキヨシホールディングス

2021年7月12日

## 吸収分割に関する事前開示書類

(会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に定める書面)

千葉県松戸市新松戸東9番地1  
株式会社マツモトキヨシホールディングス  
代表取締役社長 松本 清雄

当社（以下「マツモトキヨシホールディングス」といいます。）は、株式会社ココカラファイン（以下「ココカラファイン」といいます。）との間で、2021年10月1日を効力発生日として、ココカラファインを分割会社、マツモトキヨシホールディングスを承継会社とする、ココカラファインの本部機能を承継させることを目的とする吸収分割（以下「本吸収分割」といい、本吸収分割に係る吸収分割契約を、以下「本吸収分割契約」といいます。）を実施いたします。

なお、本吸収分割は、ココカラファインとマツモトキヨシホールディングスの間における、マツモトキヨシホールディングスを株式交換完全親会社、ココカラファインを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）の効力発生を条件として無対価で実施する予定であり、本吸収分割に関して、ココカラファインにおいては、会社法第784条第2項本文の規定に基づく簡易吸収分割の手続により株主総会の決議による承認を受けずに、マツモトキヨシホールディングスにおいては、会社法第796条第2項本文の規定に基づく簡易吸収分割の手続により株主総会の決議による承認を受けずに行う予定です。

本吸収分割に関する会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に定める事前開示事項は、以下のとおりです。

### 記

1. 吸収分割契約の内容（会社法第794条第1項）  
別紙1に記載のとおりです。
2. 会社法第758条第4号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第192条第1号）  
本吸収分割は効力発生時点で完全親子会社となる予定の会社間において行われるため、本吸収分割に際し、マツモトキヨシホールディングスは株式その他の金銭等の交付を行いません。
3. ココカラファインに関する事項（会社法施行規則第192条第4号）
  - (1) 最終事業年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第192条第4号イ）

別紙2に記載のとおりです。

- (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容（会社法施行規則第192条第4号ロ）

該当事項はありません。

- (3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第192条第4号ハ）

- ① MKCF 分割準備株式会社（以下「シナジー創出会社」といいます。）との吸収分割

ココカラファインは、2021年4月28日付で、シナジー創出会社との間で、2021年10月1日を効力発生日とし、本株式交換の効力が発生していることを条件とする、ココカラファインを分割会社、シナジー創出会社を承継会社とし、ココカラファインの営業企画・運営支援機能等を承継させることを目的とする吸収分割に係る吸収分割契約を締結いたしました。

- ② ココカラファインの完全子会社である株式会社ココカラファインヘルスケア（以下「ココカラファインヘルスケア」といいます。）とマツモトキヨシホールディングスとの吸収分割

ココカラファインヘルスケアは、2021年4月28日付で、マツモトキヨシホールディングスとの間で、2021年10月1日を効力発生日とし、本株式交換の効力が発生していることを条件とする、ココカラファインヘルスケアを分割会社、マツモトキヨシホールディングスを承継会社とし、ココカラファインヘルスケアの本部機能を承継させることを目的とする吸収分割に係る吸収分割契約を締結いたしました。

- ③ ココカラファインヘルスケアとシナジー創出会社との吸収分割

ココカラファインヘルスケアは、2021年4月28日付で、シナジー創出会社との間で、2021年10月1日を効力発生日とし、本株式交換の効力が発生していることを条件とする、ココカラファインヘルスケアを分割会社、シナジー創出会社を承継会社とし、ココカラファインヘルスケアの営業企画・運営支援機能等を承継させることを目的とする吸収分割に係る吸収分割契約を締結いたしました。

4. マツモトキヨシホールディングスの最終事業年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の末日後に生じた、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第192条第6号イ）

- (1) 株式会社マツモトキヨシグループの新設分割

マツモトキヨシホールディングスは、2021年4月28日付で、2021年10月1日を効力発生日とし、本株式交換の効力が発生していることを条件とする、マツモトキヨシホールディングスを分割会社として、株式会社マツモトキヨシその他の子会社等の株式の保有及び経営管理等を主たる目的とする株式会社マツモトキヨシグループを設立する新設分割に係る新設分割計画を作成いたしました。

- (2) シナジー創出会社との吸収分割

マツモトキヨシホールディングスは、2021年4月28日付で、シナジー創出会社との間で、2021年10月1日を効力発生日とし、本株式交換の効力が発生していることを条件とする、マツモトキヨシホールディングスを分割会社、シナジー創出会社を承継会社として、マツモトキヨシホールディングスの営業企画・運営支援機能等を承継させることを目的とする吸収分割に係る吸収分割契約を締結いたしました。

(3) ココカラファインヘルスケアとの吸収分割

マツモトキヨシホールディングスは、2021年4月28日付で、ココカラファインヘルスケアとの間で、2021年10月1日を効力発生日とし、本株式交換の効力が発生していることを条件とする、ココカラファインヘルスケアを分割会社、マツモトキヨシホールディングスを承継会社とし、ココカラファインヘルスケアの本部機能を承継させることを目的とする吸収分割に係る吸収分割契約を締結いたしました。

5. 本吸収分割が効力を生ずる日以後におけるマツモトキヨシホールディングスの債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第192条第7号）

マツモトキヨシホールディングスの2020年12月31日現在の連結貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ365,562百万円及び123,134百万円です。また、本吸収分割によりマツモトキヨシホールディングスがココカラファインから承継する予定の資産及び負債の2020年12月31日現在における帳簿価額は、それぞれ371百万円及び0百万円です。

また、2020年12月31日から現在に至るまでマツモトキヨシホールディングスの資産及び負債の額に大きな変動は生じておらず、今後、本吸収分割の効力発生日までに予測されるマツモトキヨシホールディングスの資産及び負債の額の変動を考慮しても、本吸収分割後に見込まれるマツモトキヨシホールディングスの資産の額は負債を上回る見込みです。

さらに、マツモトキヨシホールディングスは本吸収分割以外にも2021年10月1日を効力発生日とする以下の新設分割及び吸収分割（下表参照）を行う予定ですが、当該新設分割及び吸収分割並びに本吸収分割の効力発生日以後においても、マツモトキヨシホールディングスの資産の額が負債の額を上回ることが見込まれております。

以上の点、並びに、マツモトキヨシホールディングスの収益状況及びキャッシュ・フロー等に鑑みて、マツモトキヨシホールディングスが負担する債務については、本吸収分割の効力発生日以後も履行の見込みがあるものと判断しております。

（本吸収分割以外に実施する新設分割）

（単位：百万円）

新設会社	分割する事業部門	(2020年12月31日現在)	
		承継資産帳簿価額	承継負債帳簿価額
株式会社マツモトキヨシグループ	株式会社マツモトキヨシその他の子会社等の株式の保	101,355	22

	有及び経営管理等 を主たる目的とす る機能		
--	-----------------------------	--	--

(本吸収分割以外に実施するマツモトキヨシホールディングスが分割会社となる吸収分割)

(単位：百万円)

承継会社	承継する事業部門	(2020年12月31日現在)	
		承継資産帳簿価額	承継負債帳簿価額
シナジー創出会社	営業企画・運営支 援機能等	119,490	100,331

(本吸収分割以外に実施するマツモトキヨシホールディングスが承継会社となる吸収分割)

(単位：百万円)

分割会社	承継する事業部門	(2020年12月31日現在)	
		承継資産帳簿価額	承継負債帳簿価額
ココカラファイン ヘルスケア	本部機能	330	—

以上

別紙1 吸収分割契約の内容

次ページ以降をご参照ください。

別紙2 ココカラファインの最終事業年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）  
に係る計算書類等の内容

次ページ以降をご参照ください。